福井市景観条例施行規則第14条第6号関係図書

景観計画区域内における広告物の景観形成基準のチェックリスト

(福井都心地区特定景観計画区域(福井城址公園ゾーン)用)

屋外広告物	屋外広告物許可申請	
チェック		

	1 周囲の景観への影響	撃について十分に検討し、規模やデザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。				
	2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。					
	3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。					
配慮す	景観形成の方針	福井城址を核とした、歴史を象徴し、人が集まる空間の形成				
	〈基本的基準に基づいて、景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述〉					
ベ						
き基本的基準						
本的						
基準						
'						

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項目別基準	項目	適合の チェック	景観形成基準
	表示等の制限		◎自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。
			◎福井城址からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、福井城址から見える位置 には表示又は掲出しない。ただし、壁面文字、壁面広告、地上広告で必要最低限の規模で 表示するものはこの限りでない
			◎屋上利用広告は、設置しない。
			◎広告幕は、建築物の壁面以外に設置しない。
	位置、規模、形態及び高さ		◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び 視野を妨げない位置とする。
			○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める
			○広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。
			・特に堀に面する広告物は、福井城址の歴史的環境に配慮した形態とすることが望ましい。
	色彩		◎信号機や道路標識、公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。
			○マンセル値による彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。○上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 30%以上は白色又は素材色とするよう努める。
			・蛍光塗料や反射塗料等は、使用しないことが望ましい。

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

	項目		適合の チェック	景観形成基準
項目別基準	素材、材料			◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する
				・時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料 をできる限り用いることが望ましい
	照	3		○光源の選定(光色または色温度)、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えないよう努める。
	明広告			○内照式の広告物は、極端に大規模なものとしないよう努める。
				◎点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促す広告物については、この限りではない。
		壁面文字		◎壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする
	辟	壁面		◎壁面からはみ出さないようにする。
	壁面利用	広告		○表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の 1/10 以下とするよう努める
	広告	窓面		○3 階以上の窓面には、表示しないよう努める。
		広告		○窓面広告の表示面積 (既存のものを含む。) の合計は、表示する窓の面積に対して 1/3 以下とするよう努める
		広告幕		・広告幕の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。
	突出広告			○多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物 と調和した規模、デザインとするよう努める。
				○特に堀に面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。
	地上広告			◎自家用広告物は、多数の事業所が一の建築物内にある場合でも、まとめて 2 個以内の設置とする。
				○容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1 個の大きさは、高さ 1.8m 以下、幅 0.9m 以下とするよう努める
				○空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ 4m以下とするよう努める。
				◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。
	その他の広告物			・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。
				◎のぼり旗*は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗との距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の2倍以上とし、福井城址の歴史的環境に配慮したデザイン(形態、色彩、素材をいう。)とした上で、適切な時期・時間にのみ設置するものについては、この限りでない。

※ のぼり旗:容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。) およびこれに類するもの。